

平成 30 年度 授業料等の助成金申請について

6月下旬に(国)就学支援金・(大阪府)授業料支援補助金 申請書類を配付します。

提出期限までタイトなスケジュールになると思われるので、ご家庭にて証明書等の準備をお願いします。用意していただく証明書は、下記をご参照ください。

大阪府授業料無償化制度は、(国)就学支援金と(大阪府)授業料支援補助金を併せて成り立つ制度です。どちらか一方でも申請されなかった場合、無償化にはなりませんのでご注意ください。

(国) 就学支援金

平成 30 年度の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が 507,000 円(親権者合算) 未満の世帯が対象です。

(大阪府) 授業料支援補助金

①～③の条件を全て満たす世帯が対象です。

- ① 10月1日時点で本校に在籍していること。
- ② 保護者(親権者)が大阪府民であること。
- ③ 所得条件を満たすこと。

[4～6月分の補助金について]

平成 29 年度証明書で判定します。

「市町村民税所得割額」が、251,100 円未満の世帯が対象です。(多子世帯は 304,200 円未満)

[7～3月分の補助金について]

平成 30 年度証明書で判定します。

「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計が、418,500 円(親権者合算) 未満の世帯が対象です。(多子世帯は 507,000 円未満)

(ご注意ください)

平成 30 年度申請より、所得基準の判定内容が変更されました。

変更点は、下記のとおりです。

〔平成 29 年度〕親権者合算の「市町村民税所得割額」

〔平成 30 年度〕親権者合算の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」

他府県の授業料軽減補助金について

各自治体から申請書等が届き次第、個別に配付します。

兵庫県 (2 学期に案内予定)

奈良県 (")

平成 30 年度 (国) 就学支援金・(大阪府) 授業料支援補助金 所得基準と助成額

(本校授業料 528,000 円+教育充実費 36,000 円=564,000 円)

所得割額(親権者合算)	国支援金①	大阪府補助金②	合計①+②	ランク
非課税・0円・生活保護	297,000 円	267,000 円	564,000 円	A
85,500円未満	237,600 円	326,400 円		B
257,500円未満	178,200 円	385,800 円		C
418,500円未満	118,800 円	※345,200 円	※464,000 円	D2
		245,200 円	364,000 円	D1
507,000円未満	118,800 円	※245,200 円	※364,000 円	E
		0 円	118,800 円	大阪府対象外

※同一の保護者(親権者)に扶養される私立高校生等が 3 人以上いる世帯の場合です。

(ご注意ください)

上記表は、7 月以降分補助金の所得割額を記載しています。

4~6 月分と 7~3 月分で、所得基準の判定内容が変更されていますので、ご注意ください。(前ページ参照)

証明書について 「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」を確認する書類

① ~⑤のいずれかを提出してください。

- ① 「平成 30 年度市町村民税・府(県)民税特別徴収税額の通知書」(コピー)
- ② 「平成 30 年度市町村民税・府(県)民税納税通知書」(コピー)
- ③ 「平成 30 年度非課税通知書」(コピー)
- ④ 「平成 30 年度市民税・府(県)民税課税証明書」又は「平成 30 年度非課税証明書」(原本)
- ⑤ 生活扶助を受けていることを証明する「生活保護受給証明書」(生徒との扶養関係わかるもの)(原本)

☆ (大阪府) 授業料支援補助金を申請される方へ☆

H29 年度と H30 年度の証明書を用意してください。

前ページでも記載したとおり、4~6 月分補助金は H29 年度所得割額で判定されます。

また、7~3 月分補助金は、H30 年度所得割額で判定されます。

昨年に H29 年度証明書を提出していても、所得割額に変更がないか確認するため、今年度も H29 年度証明書が必要になります。1 年生の場合は、今年 4 月申請時と変更なければ H29 年度証明書を省略することができます。

☆ (国) 就学支援金について、7 月以降分が基準外になる方へ☆

昨年度申請で受給対象となった方(1 年生は 4 月申請で、受給対象となった方)で、今年度 7 月申請で、基準外となる場合も、収入状況を届出ることが義務付けられています。

H30 年度証明書(親権者合算)を用意してください。